

(仮称) クリーンエナジー会津若松風力発電事業に係る
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和3年3月

クリーンエナジー合同会社

目次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	4

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和3年1月12日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

・令和3年1月11日（月）付 福島民報（会津版）

※令和3年1月17日（日）、24日（日）に開催する説明会についての公告を含む

・令和3年1月11日（月）付 福島民友

※令和3年1月17日（日）、24日（日）に開催する説明会についての公告を含む

② インターネットによるお知らせ

令和3年1月12日（火）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・福島県のウェブサイト（別紙2-1参照）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-44.html>

・会津若松市のウェブサイト（別紙2-2参照）

<https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/bunya/kankyo/>

・クリーンエナジー合同会社のウェブサイト（別紙2-3参照）

<http://www.cleanenergy.co.jp/hyokahouhousho.html>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎等の計13箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎等での縦覧

- ・福島県庁生活環境部環境共生課
- ・会津若松市役所市民部環境生活課
- ・会津若松市北会津支所
- ・会津若松市河東支所
- ・会津若松市湊市民センター
- ・会津若松市大戸市民センター
- ・会津若松市北市民センター
- ・会津若松市南市民センター
- ・会津若松市一箕市民センター
- ・会津若松市東市民センター
- ・会津若松市生涯学習総合センター
- ・会津美里町役場本郷庁舎
- ・猪苗代町役場企画財務課

② インターネットの利用による縦覧

- ・クリーンエナジー合同会社のウェブサイト

<http://www.cleanenergy.co.jp/hyokahouhousho.html>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和3年1月12日（火）から令和3年2月12日（金）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）
- ・縦覧時間：各庁舎等の開庁時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の縦覧期間中、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（閲覧記録用紙記載者数）は1件であった。

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は332回であった。

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。
(別紙1、別紙2参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

【会場①】

開催日時：令和3年1月17日（日） 午前10時～午前11時30分
開催場所：会津若松市文化センター
来場者数：8名

【会場②】

開催日時：令和3年1月24日（日） 午前10時～午後12時
開催場所：東公民館
来場者数：4名

【会場③】

開催日時：令和3年1月24日（日） 午後2時～午後4時
開催場所：湊公民館
来場者数：14名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和3年1月12日（火）から令和3年2月26日（金）まで
(郵送による意見書は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた（別紙3参照）。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 紙面による当社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は5通であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

表 2-1 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 1）

東京都世田谷区 A 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
1-1	<p>1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、事業者（クリーンエナジー合同会社）及び委託先（陸奥テックコンサルタント株式会社）の判断で削除または要約しないこと。削除または要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。作為が入れば、環境保全上重要な論点がすり替えられてしまう。よって事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。また、本意見書の内容については「順番を並び替えること」もしないで頂きたい。</p>	<p>意見は全文を順番どおり記載しております。</p>
1-2	<p>2. コウモリ類の保全措置について 『新たな知見（2020 年に出版された文献）』によれば、コウモリ類の保全措置はカットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）の値を上げることと風車を風と平行にすること（フェザリング）が記載されている（※）。事業者は『最新の知見を踏まえて保全措置を検討する』という。よって、本事業においては、「カットイン風速を上げることとフェザリングすること」をコウモリの保全措置として実施して頂きたい。 ※「コウモリ学 適応と進化」p229(2020 年 8 月, 船越公威)</p>	<p>コウモリ類の環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p>
1-3	<p>3. 本事業で採用する風力発電機はカットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードが回転するのか？仮に採用機種が未定であれば、バットストライクの予測は「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。 (理由：コウモリ類の保全上必要な諸元のため)</p>	<p>停止時、待機時はフェザリングを行うため、ほとんど回転しませんが、カットイン風速未満では受風状況によっては、ブレードがゆっくりと回転する場合があります。 バットストライクの予測は上記の内容を踏まえて検討いたします。</p>
1-4	<p>4. 回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあつた。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これについて事業者の考えを述べて頂きたい。 ※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015、07 までに調べた6 事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-11, 2017) ※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合計 3 個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類 2 種の死骸について」（重毘達也ほか、東海自然誌 (11)、2018) 静岡県 ※ヒナコウモリ 3 個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成 30 年 10 月、株式会社ジェイウインド）青森県</p>	<p>ご提示いただきました事例のように風力発電施設の存在によりバットストライクが発生することを認識しております。 このため、コウモリ類の環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p> <p>※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「（仮称）上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書（公開版）」（平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国）北海道</p> <p>※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体 合計 9 個体「能代風力発電所リブレース計画に係る環境影響評価準備書」（令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社）秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」（令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社）青森県</p> <p>※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体 合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」（2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社）北海道</p> <p>※ヤマコウモリ 3 個体、ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 2 個体、合計 7 個体「能代地区における風力発電事業供用に係る事後調査報告書（第 2 回）」（令和 2 年 4 月、風の松原自然エネルギー株式会社）秋田県</p> <p>※ヒナコウモリ 3 個体「姫神ウィンドパーク事業 事後調査報告書」（令和 2 年 10 月 コスモエコパワー株式会社）岩手県</p>	
1-5	<p>5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい</p> <p>国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）やカットイン風速（発電を開始する風速）を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業でも実施して頂きたい。</p>	<p>コウモリ類の環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p>
1-6	<p>6. コウモリの保全措置（低減措置）は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的</p> <p>「コウモリの活動期間中にカットイン風速（発電を開始する風速）の値を上げること及び低風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。</p> <p>※ Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010</p>	<p>コウモリ類の環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p>
1-7	<p>7. フェザリングの閾値は主観で決めないこと</p> <p>本事業者は、今後コウモリ類の保全措置として<u>カットイン風速未満の風速時にのみ</u>保全措置（フェザーモード）を行うかもしれない。</p>	<p>コウモリ類の保全措置としてカットイン風速未満の風速時にのみ保全措置（フェザーモード）を採用する場合は、専門家の助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値（コウモリ類保全にとって最も重要な論点）は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。</p> <p>コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的（主観的）に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。</p> <p>仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。</p>	記載いたします。
1-8	<p>8. 環境保全措置の実施時期について</p> <p>これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと、上記の環境保全措置（低減措置）については「事後調査で重大な影響（コウモリの死体）を確認してから検討する」といったケースが散見される。しかし保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施しないと意味がないと思う。</p> <p>コウモリ類の保全措置（低減措置）は「試験運転開始日」から実施して頂きたい。</p>	コウモリ類の環境保全措置及び事後調査の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。
1-9	<p>9. 「予測の不確実性」の定義及び基準について</p> <p>これまでに他の事業者が縦覧に出した準備書及び評価書を読むと「予測の不確実性」という言葉が頻出する。しかし、「予測の不確実性」の定義が曖昧で、我々住民には意味がよくわからない。定義が曖昧であれば事業者の作為が入りやすい。よって、仮に事業者らが本事業において、「予測の不確実性」について言及する場合は、「予測の不確実性」の定義及び出典を述べて頂きたい。</p>	予測結果につきましては、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。
1-10	<p>10. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」</p> <p>1 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置（低減措置）を実施（検討さえ）しない事業者が散見される。</p> <p>「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。</p>	コウモリ類の環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。
1-11	<p>11. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」</p> <p>2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度（死亡する数）が正確に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実</p>	コウモリ類の環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>施（検討さえ）せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。</p> <p>よって、本事業者らの課題は、「<u>死亡するコウモリの数</u>」を「<u>いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか</u>」ではなく、「<u>いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか</u>」ではないのか。そのための調査を「<u>準備書までに</u>」実施して頂きたい。</p>	
1-12	<p>12. コウモリ類の保全措置（回避）について</p> <p>樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」とされてきたコテングコウモリが死んでいる※。風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置して欲しい。仮に樹林から 200m 以上離せない場合は、バットストライクのリスクが上がるので、上記の低減措置を実施して頂きたい。</p> <p>※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」（平成 31 年 4 月、岩手県）</p>	<p>コウモリ類の環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p>
1-13	<p>13. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べて頂きたい。</p>	<p>発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はないことを把握しております。</p> <p>コウモリ類の環境保全措置の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p>
1-14	<p>14. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること</p> <p>今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行って影響が確認されたら保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。</p> <p>国内では 2010 年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からとって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とそ</p>	<p>コウモリ類の環境保全措置及び事後調査の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	の理由を「丁寧に」述べて頂きたい。	
1-15	<p>15. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターを使用した調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する。 （例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。 また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測は「定量的」に行うこと。</p>	<p>ご提示いただきました予測手法や専門家等のご助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p>
1-16	<p>16. 自動録音バットディテクターを使用した調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動録音バットディテクターは、ナセル高で、長期間（冬眠期を除く1年間）のモニタリングをすること。 ・自動録音バットディテクターは、日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。 ・地上からの手動バットディテクター調査については、すべての風力発電機の設置位置において、日没前から日の出後まで自動録音調査を追加するべきである。 <p>（意見の理由）以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>詳細な調査手法につきましては、専門家等のご助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p>
1-17	<p>17. 自動録音バットディテクターを使用した解析について</p> <p>準備書には以下を記載すること。（意見の理由）事業者の調査結果が適切か否かを判断するため。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動録音バットディテクターの機種名及び分析ソフト名 ・バットディテクターの感度範囲 ・バットディテクターの設置高 ・バットディテクターの稼働時間及び欠測時間 ・バットディテクターの録音設定の詳細 ・解析及び予測方法の詳細 	<p>自動録音バットディテクターを使用した解析につきましては、使用機種等の諸元や使用条件等を準備書以降の図書に記載いたします。</p>
1-18	<p>18. 「バックストライクに係る予測手法」について経済産業大臣に技術的な助言を求めること 1</p> <p>「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら</p>	<p>予測手法については、専門家の助言を踏まえて検討しております。</p> <p>また、予測手法は審査結果を踏まえて決定しますが、必要な場合は経済産業大臣に対して、技術的な助言を求める予定です。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は策定されていない。</p> <p><u>よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、</u> <u>「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。</u></p>	
1-19	<p>19. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。</p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書） P213. NEDO, 2018.</p>	<p>コウモリ類の事後調査の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p>
1-20	<p>20. コウモリ類の死骸探索調査について コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。よって、 <u>①コウモリ類の死骸探索調査は、1基あたり連続3日間の調査を月2回以上（もしくは週1回の調査を月4回以上）実施すること。</u> <u>②死骸探索調査は日の出より開始すること。</u> <u>③個々の発電機について、探索可能面積の割合を記録し報告すること。</u></p> <p>*平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における。環境影響実態把握Ⅰ報告書） P213. NEDO, 2018.</p>	<p>コウモリ類の事後調査の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p>
1-21	<p>21. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べること。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。 「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。</p> <p>（意見の理由）以下のガイドラインに記載がある。 ※「風力発電事業における。コウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>コウモリ類の事後調査の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
1-22	<p>22. 「事後調査」は信用できない</p> <p>①事後調査結果について住民は意見書を出せない。</p> <p>②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。</p> <p>③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。</p> <p>④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。</p> <p>①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>コウモリ類の事後調査の内容につきましては、現地調査結果及び予測評価を行い、専門家からの助言を踏まえて検討し、準備書以降の図書に記載いたします。</p>

表 2-2 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 2）
福島県会津若松市 B 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
2-1	<p>(1) 対象事業実施区域における鳥類の生息状況について</p> <p>(仮称) クリーンエナジー会津若松風力発電事業環境影響方法書（以下、方法書という）について、貴社が設定する対象事業実施区域（以下、計画地という）は環境省レッドリストの絶滅危惧 IB 類かつ国内希少野生動植物種に指定され、福島県のレッドリストにも絶滅危惧 IB 類として掲載されているクマタカの生息地と複数重なることが予想されることから、風力発電施設（以下、風車という）の建設により衝突死（以下、バードストライクという）および生息地放棄が発生する可能性が高いと考える。また、計画地にはサンバやハチクマなどの希少猛禽類の渡り経路が存在するが、それに対しては障壁影響等が発生することが懸念される。</p> <p>配慮書に対する意見書で、クマタカの生息状況の確認と猛禽類の渡りに関する調査について、精度の高い調査を要望した。方法書によれば、希少猛禽類調査は「2 繁殖期を含む 2 年間、各月 3 日間程度、繁殖期は毎月 定点観察を実施」としているが、調査内容を具体的に示すべきである。先ず、繁殖期と非繁殖期の調査期間を明示し、全体で調査を何回実施するのかを明示すべきである。また、調査地点は 9 か所とあるが、最低でも 3 日間ずつ 9 地点で同時に行うべきである。</p> <p>渡り鳥と希少猛禽類観察の定点からの、可視領域が計画地全域をカバーしていない。そのため、鳥類への影響を評価する基礎データが不十分となり、調査報告書の信頼性を損ねる可能性がある。観察地点の配置及び数の見直しを要望する。</p> <p>一般鳥類の現地調査について、生物多様性の観点から計画地とその周辺に生息する鳥類全体の生息環境や生物多様性も評価すべきである。そのため、一般鳥類の観察も重要と考える。ラインセンサス法とポイントセンサス法で 1 年間 春、繁殖期、夏、秋、冬の 5 回実施としているが、調査回数と月が明示されていない。特に 5 月は繁殖と渡りの時期でもあるので、詳細な調査が必要である。この月は週に 2 回程度の調査が必要である。</p> <p>渡り鳥の調査について、方法書にある定点観察では、</p>	<p>希少猛禽類の調査は下記のとおり計画しております。調査は全体で 24 回実施する予定であります。調査地点 9 箇所です最低 3 日間の同時調査を実施する予定です。</p> <p>1 年目 繁殖期 令和 2 年 12 月～ 令和 3 年 8 月 非繁殖期 令和 3 年 9 月～11 月</p> <p>2 年目 繁殖期 令和 3 年 12 月～ 令和 4 年 8 月 非繁殖期 令和 4 年 9 月～11 月</p> <p>観測地点の配置については、可視領域を踏まえて、固定の定点のほか、移動定点等も検討し、十分なデータの取得に努めます。</p> <p>ラインセンサス法とポイントセンサス法の調査回数は各時季に 1 回計画しておりますが、ご意見を踏まえて 5 月の繁殖と渡りの時期に回数の追加を検討いたします。</p> <p>渡りの調査は、春の渡りで 3 回、秋の渡りで 3 回実施する予定ですが、ご意見を踏まえて渡りの調査頻度を検討いたします。</p> <p>また、詳細な調査手法については専門家等の助言を踏まえて検討いたします。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>「日の出前後及び日没前後を中心とした時間に飛翔する渡り鳥を識別し、種、飛行ルート及び飛翔高度を記録する。」とあり、さらに調査期間は1年間、春の渡り3回、秋の渡り3回実施すると記載されているが、調査頻度についての詳細な記載がない。渡り鳥の種類、個体数、時期は年による変動があり、計画地におけるピーク状況を把握することが難しいので、1週間連続観察を月に2回、あるいは3日間連続観察を月に4回の調査を2年間実施することを求める。小鳥類の渡りは夜間でも行われるので、目視や鳴き声を中心とした調査では不十分である。レーダー調査を活用し、夜間の小鳥類の渡りの状況を把握することも要望する。</p>	
2-2	<p>(2) 方法書における影響評価の結果について</p> <p>背炙山地区には、南北の尾根沿いに大規模風力発電事業として、既設の「会津若松ウインドファーム」(エコパワー社)、計画中の貴社の「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業」(クリーンエナジー合同会社)と計画中の「(仮称)会津若松みなと風力発電事業」((株)イメージワン社)と計画中の「(仮称)会津若松ウインドファーム増設事業」(コスモエコパワー(株)社)があり、南隣に既設の「郡山布引高原風力発電所」((株)グリーンパワー郡山布引)もあり、これらすべてが、猪苗代湖西岸から南岸の山の尾根上に並び建つという状況が生まれようとしている。一方で布引高原を除いて、計画地はクマタカなどの希少猛禽類の貴重な生息地となっており、高密度で繁殖している。国内で風車建設によりクマタカやハイタカなど希少猛禽類のバードストライクや生息地放棄が起きていることが知られていることから、本事業が実施されるとクマタカなどの希少猛禽類にバードストライクや生息地放棄などの影響が生じ、さらに累積的影響として本事業のみならず近傍の既設風車でも生じることが予測される。</p> <p>計画地にサシバやハチクマなどの希少猛禽類等の渡りルートもあるので、事業の実施が障壁影響を生み出し、これらの渡り鳥が風車を大きく迂回したり、迂回した先の既設風車群によりバードストライクが発生すると考えられる。貴社における環境影響評価ではこれら複数の事業が一体のものとなって生じる累積的影響を適切に評価し、地域全体の環境影響、特に希少猛禽類に対する影響が最小になるよう、影響の回避低減策を講じるべきである。計画地およびその周辺においては、いわゆる発電所アセスのガイドラインにあるような一般的な環境影響評価だけでなく、計画地の環境について知見を持つ利害関係者や専門家とも十分に協議したうえで、実施する調査の内容を決定されることを求める。貴社においても、風車の建設にあたっては、野鳥の生息状況を十分に把握し、地域の優れた自然環境と生物多様性が失われないよう適切な対応をとることを強く求める。</p>	<p>計画地はクマタカ等の希少猛禽類の生息地やサシバ、ハチクマ等の渡りルートが存在しておりますので、累積的影響を把握し、適切に予測・評価を行い、環境保全措置の必要性を検討いたします。</p> <p>詳細な調査の内容については、専門家等の助言を踏まえて、検討いたします。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
2-3	<p>(3) 鳥類以外への影響について</p> <p>①生態系の保全について</p> <p>計画地の面積の一部が日本森林浴の森 100 選にも選ばれている会津東山自然休養林と重なっており、風車の建設により、休養林として保全されている豊かな森林生態系が破壊される、または改変される恐れがあるが、そのことは森林保護も謳っている自然休養林としての存在意義が損なわれることになるため、休養林と重なる地域は計画地から除外することを強く求める。</p> <p>計画地の面積の大部分は、保安林で且つ会津山地緑の回廊に含まれており、奥羽山脈から三国山脈等に繋がる緑の回廊のネットワークの拠点となっている。緑の回廊は生物多様性の保全を目的として設定されているので、風車等の設置に伴い緑の回廊の環境を改変することは避けるべきである。計画地には絶滅危惧 IB 類に指定されているクマタカが複数つがい、高密度で生息している可能性が高い。生態系の頂点に立つクマタカ等の希少性猛禽類は、餌動物となる多くの野生生物を育む豊かな自然環境に支えられているので、森林伐採や土地の改変が行われれば、餌となる野ウサギ等の激減により、クマタカの生息地が奪われることとなる。計画地には優れた自然が多く残されており、環境省、林野庁が推進する生物多様性保全の観点から極めて損失が大きいと考えられる。本事業については、生物多様性保全の観点から、中止も含めて事業規模を大幅に見直すことを要望する。</p>	<p>計画地は、保安林や緑の回廊に含まれており、豊かな森林生態系が広がっております。また、クマタカ等の希少猛禽類が生息しております。</p> <p>このように生物多様性の高い地域であるため、事業による改変面積を極力、最小化する等、生態系への影響を低減するよう事業計画を検討いたします。</p>
2-4	<p>②累積的影響について</p> <p>計画地の近傍には、前述のように他社の既設風車と大規模な増設計画、また、もう一つの他社による建設計画があるが、それらが計画通りすべて建設されると多数の風車が背炙山の尾根上に南北に並ぶことになる。それにより、生物多様性の保全を目的として設置された緑の回廊が環境改変により分断され、回廊の設置当初の趣旨が大きく損なわれる恐れが大きい。計画地のみで行う環境影響評価だけでは評価できない累積的影響について、既設の風車および計画の存在も含めて一体的に影響評価を行う、累積的環境影響評価の適切な実施を強く求める。</p>	<p>計画地近傍には既設風車のほか、増設計画があるため、専門家等の助言を踏まえて、累積的環境影響評価を実施する予定です。</p>
2-5	<p>③景観について</p> <p>計画地がある背炙山は会津若松市の市街地の東に位置し、歴史的にも著名な観光施設の鶴ヶ城の借景となっている。風車が建設されると尾根には人工物が並ぶことになり、その歴史的な自然景観や観光価値が損なわれることから、景観への影響を最小限にとどめるために建設位置や規模の再検討を求める。また、フォトモンタージュ等を用い風車の建設の前後でどのように景観が変わる予定であるかを示し、広く市民の意見を聴取すべきである。なお、評価の実施を建設稼働後に設定しているが、準備書作成前に市民の意見を聴取するなどして評価を行うべきである。</p>	<p>景観への影響を踏まえて風車の設置位置や規模を検討し、景観への影響低減を図ります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
2-6	④一般利用者への配慮について 計画地はハイキング、自然観察などで多くの市民に利用、親しまれている。その工事中および完成後も市民の継続的な利用を促進できるように配慮すべきである。	一般利用者の計画地での利用については、工事中、供用後において利用上の安全性等を踏まえながら、配慮いたします。
2-7	⑤地域住民への配慮事項について 計画地を含む背炙山には、若松と湊地区を結ぶ生活道路があり、歴史的著名人も利用した記録がある。民俗的な見地から住民意見を聴取するなど、事前調査を十分に実施するよう努めるべきである。	地域住民の方へのヒアリングを行い、計画地を含む周辺地域における配慮すべき事項に関する情報収集に努めます。

表 2-3 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 3）

埼玉県熊谷市 C 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
3-1	コウモリ類について 欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。 国内でもすでに風力発電機によるバットストライクが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきである。 このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法書に対して以下の通り意見を述べる。 なお、本意見は要約しないこと。	意見は全文を順番どおり記載しております。
3-2	1. 方法書の段階において少なくとも哺乳類の専門家にヒアリングを行ったことは評価される。	今後の調査等においても哺乳類の専門家にヒアリングを行う予定です。
3-3	2. 一方、P281 の鳥類の専門家が述べるコウモリ類の「夜間 LED ライトによる飛翔確認調査（P321 任意観察法）」はどのようなライトでも直接照射はコウモリ類の生息に大きな影響を与えるため実施するべきではない。特に餌場における実施は捕食阻害の影響が著しく、餌不足による出産哺育への障害、利用生息地阻害などが懸念され、夜行性動物に対するこの行為は光害として環境省も注意喚起を行っている（環境省 HP 光害について）。コウモリ類の研究者や愛好者から成り国内の唯一の全国組織である「コウモリの会」の HP においても強力ライトの使用は認めていない (http://www.bscj.net/houso-tyuui090430.pdf)。	ご意見を踏まえて、コウモリ類の調査方法について検討いたします。
3-4	3. さらに鳥類の専門家が述べる「コウモリ類は風況観測塔のワイヤーを回避してワイヤー付近の高度において確認できない事例が確認されている」と述べているがそのよう事例はない。実際はワイヤーを回避（探知）するためには超音波音声を発するため、地表から張られたワイヤーのすべての高度で音声が記録されている。このような科学的根拠のない情報は予測評価に用いるべきではない。	ご意見及び現地調査結果を踏まえて、予測評価を行います。
3-5	4. コウモリ類のバットディテクター調査で使用する機種および記録方式を記載すること。	バットディテクター調査で使用する機種および記録方式を準備書以降の図書に記載いたします。

No.	一般の意見	事業者の見解
3-6	5. 自動録音法で使用するコウモリ類調査用タワーの諸元を記載すること。	自動録音法で使用するコウモリ類調査用タワーの諸元を準備書以降の図書に記載いたします。
3-7	6. 自動録音法で設置する各マイクの高さを記載すること。	自動録音法で設置する各マイクの高さを準備書以降の図書に記載いたします。
3-8	7. 既設の風力発電所（P325）において死骸探索調査を実施するべきである。なぜ実施しないのか見解を示すこと。	死骸探索調査は記載しておりませんが、ご意見を踏まえて、調査の必要性を検討いたします。
3-9	8. 今後はコウモリ類アセスメントに詳しい専門家から具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う必要があるだろう。	コウモリ類アセスメントに詳しい専門家から具体的な指導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験と知識を持った担当者による適切な調査、予測評価、保全措置を行ってまいります。

表 2-4 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 4）

福島県会津若松市 D 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
4-1	1. 低周波被害について、個人差もある様だが全国的には風車による被害（半径 0～10km の範囲）の対応について検討、対策を示してほしい。	「騒音及び超低周波音」については、定量的な予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ、環境影響を可能な限り回避又は極力低減できるよう配置を含め保全措置を検討してまいります。 超低周波音については、最新の環境省発表資料によると、風力発電と健康被害との因果関係は確認されておりませんが、超低周波音から受ける影響については、個人差があり、未解明な部分も多いことから、国内外における最新の事例や、可能な限り最新の知見を参考にしながら、調査・予測及び評価を実施いたします。
4-2	2. 風車建設による生態系への影響は少なからずみられる。特にクマについて必ず里に近づくことになるので対策を具体的に示してほしい。	現地調査による生息実態の把握のほか、専門家等の助言、最新の知見等を踏まえて、クマへの対策を検討いたします。
4-3	3. 植物について「羽黒山の夏緑樹林」や「ジュウモンジンダーサワグルミ群集」は述べているが、貴重種個体についても調査、保全を種毎に示してほしい。	重要な植物及び群落等につきましては、公開されている情報に基づき整理しております。今後の植物調査において、貴重種の生育状況を把握し、事業による影響を踏まえて、環境保全措置の必要性を検討いたします。

表 2-5 方法書に対する住民等からの意見の概要及び事業者の見解（意見書 5）

福島県福島市 E 氏

No.	一般の意見	事業者の見解
5-1	<p>本事業については、計画段階環境配慮書に対する意見において、鳥類への脅威、そして「保安林」「緑の回廊」への重大なる影響並びに景観の著しい悪化による観光への強い懸念を指摘し、事業の中止を強く求めましたが、本方法書における事業対象区域や風力発電機設置予定範囲等の内容には、環境への配慮が微塵も感じられません。提起された一般の意見を無視するように、風況、地形の優位性だけを根拠に進めていると思えてなりません。改めて、中止を排除せずに抜本的な見直しを求めます。また文中、7-2-2「方法書以降における手続き等における留意する・・・」についての対応方針では、多くの項目において、「可能な限り改変面積を最小限となるよう検討する」との文言が多用されていますが、抽象的で曖昧な表現であり、客観的で定量的な基準に沿った数値を示すべきではないでしょうか。具体的には伐採面積と降雨強度の関係性から求められる雨水増加量や風力発電機の回転数等によりバードストライクの確率の数値化（定格回転数＝新幹線並みの回転速度）等々、防災面、生態系保護が科学的にも担保されることによって事業が成立することを証明すべきであります。多くの場合、改変面積を最小限にしたと言って、発電機設置箇所の改変面積（伐採面積）は施工面を優先したものとなっていないでしょうか？一機あたり 0.3ha～0.5ha の伐採空間と新幹線並みの回転速度を持った巨大な機械設備が山上に出現することの多面的影響を慎重に検討しなければなりません。加えて、「緑の回廊」の管理方針として「公用公共用の活用要望により変更を行う場合は設定の趣旨及び公益性を踏まえつつ、慎重に対応する」との扱いであり、且つ、高齢級の天然林は禁伐的な扱いとすることとなっています。本事業での発電機設置予定範囲南部の 12 林班（ほ 1～4 小班）、15 林班（ほ 4～6 小班）には林齢 101 年以上の天然林が含まれており、厳格な保全が不可欠であることを、そして「会津山地緑の回廊」の設定に係わった者とし付記します。</p> <p>最後に本事業における計画段階配慮書に係わる意見提起をさせていただいたが（令和 2 年 9 月 3 日郵送＝同日消印）、本方法書へ未掲載となっている。改めて同封する。</p> <p>本事業は「国有保安林」並びに「緑の回廊」指定地を事業想定区域としており、生態系の保全や防災面への配慮を欠いた事業と言わざるを得ません。さらに、既存施設によって、毀損してしまった秀逸な景観がさらなる風車の設置によって、壊滅的な状況となることは必至で、本県観光への影響は甚大であります。また、「緑の回廊」は民有林等を含めた山域全体の一部に過ぎず、聖域とも言える地域が失われることによって、野生生物の生息環境を脅かし、地域住民や観光客へ直接的な影響を及</p>	<p>環境への配慮事項については、今後の測量等を踏まえた事業計画の詳細な検討や、動植物等の現地調査結果、予測を踏まえて、準備書以降の図書に可能な限り定量的な内容を反映させていただきます。</p> <p>また、「国有林」及び「緑の回廊」における事業につきましては、森林管理署の助言等を踏まえて、慎重に対応させていただきます。</p> <p>配慮書段階でいただきました生態系の保全や景観、鳥類への影響等につきましても今後、詳細な調査を実施し、専門家等の助言を踏まえて、事業による影響を適切に予測、評価してまいります。</p>

No.	一般の意見	事業者の見解
	<p>ぼすことが想定されます。加えて、同区域は「（仮称）会津若松ウインドファーム増設事業（本年 7 月 29 日配慮書公告）」想定区域の一部と重複しており、隣接地域には既存事業地に加え、新規事業地も存在することから、風況的好条件である稜線上に風力発電機が集中することとなりますが、それこそは、鳥類への大きな脅威であります。以上より、本事業については、強く中止を求めます。</p>	

○日刊新聞紙における公告

福島民報（会津版）、福島民友（令和3年1月11日（月））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」クリーンエナジー会津若松風力発電事業「環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

- 一、事業者の名称 クリーンエナジー合同会社
代表者の氏名 職務執行者 金山 弘
- 二、対象事業の所在地 福島県郡山市本町二丁目五番一〇号
（仮称）クリーンエナジー 会津若松風力発電事業
- 三、発電所の原動力の種類 風力（陸上）
発電所の規模 最大発電出力二万キロワット
- 四、対象事業実施区域 福島県会津若松市
環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲
福島県会津若松市、会津美里町、猪苗代町
- 五、縦覧の場所・期間・時間
場所 福島県庁生活環境部環境共生課、会津若松市役所栄町第二庁舎市民部環境生活課、会津若松市役所北会津支所、会津若松市役所河東支所、会津若松市役所湊市民センター、会津若松市役所大戸市民センター、会津若松市役所北市民センター、会津若松市役所南市民センター、会津若松市役所東市民センター、会津若松市生涯学習総合センター、会津美里町役場本郷庁舎、猪苗代町役場企画財務課
期間 令和三年一月十一日（火）から
令和三年一月十二日（金）まで
時間 午前八時三十分から午後五時十五分まで
（土・日・祝日を除く開庁日）
- 六、住民説明会の開催を予定する場所及び日時
会津若松市文化センター（福島県会津若松市城東町二四一五二）
開催日時一月十七日（日）午前十時から
会津若松市東公民館（福島県会津若松市慶山二丁目一番五三号）
開催日時一月二十四日（日）午前十時から
会津若松市湊公民館（福島県会津若松市湊町大字共和子西田西四五）
開催日時一月二十四日（日）午後一時から
- 七、意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からの意見をもちたい方は、書面にて住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けている意見書箱にご投入されるか、令和三年一月二十六日（金）までに左記の問い合わせ先へ郵送ください（当日消印有効）。
- 八、問い合わせ先
クリーンエナジー合同会社
〒九六三-1887 福島県郡山市本町二丁目五番一〇号
電話〇二四-983-8767（代表）
午前九時半から午後五時まで
土曜 日曜 祝日は除く（担当 金山）

○インターネットによる「お知らせ」

・福島県のウェブサイト

The screenshot shows the Fukushima Prefecture website with a navigation bar and a main content area. The main content area is titled "環境影響評価実施案件" (Environmental Impact Assessment Cases) and features a specific project: "(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業" (Provisional Clean Energy Aizu Wakamatsu Wind Power Generation Project). Below the title, there is a table with the following information:

更新情報
 令和3年1月12日、本ページの記載が開始されました。

事業の名称	(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業	
事業者	クリーンエナジー合同会社	
事業の種類	風力発電所設置事業	
事業の実施区域	会津若松市東山町及び浪町地区	
事業の規模	出力 最大20,000kW(1,200～4,500kW級の風力発電機を6～7基設置)	
関係機関(注)	会津若松市、会津若松市、議員代助	
配業者	公告日	令和2年1月4日
	縦覧期間	令和2年1月4日～令和2年2月2日
	意見書提出期間	令和2年1月4日～令和2年2月2日
	縦覧場所	会津若松市役所東町第二庁舎市民部環境生活課、会津若松市役所北会津支所、会津若松市役所河東支所、会津若松市役所浪市民センター、会津若松市役所大井市民センター、会津若松市役所北市民センター、会津若松市役所一貫市民センター、会津若松市役所南市民センター、会津若松市役所東市民センター、会津若松市生涯学習総合センター、会津若松市役所本郷庁舎、議員代助役場企画財政課、議員代助役場企画財政課、議員代助役場企画財政課、議員代助役場企画財政課(西庁舎側)
	福島県環境影響評価委員会	開催日 -
知事意見	連絡日	令和2年2月1日 本文:1908777-1/112681
方法書	公告日	令和2年1月11日
	縦覧期間	令和2年1月11日～令和2年2月2日 電子縦覧 http://www.cleanenergy.co.jp/hyokushohohoho.html
	意見書提出期間	令和2年1月11日～令和2年2月2日
	縦覧場所	会津若松市役所東町第二庁舎市民部環境生活課、会津若松市役所北会津支所、会津若松市役所河東支所、会津若松市役所浪市民センター、会津若松市役所大井市民センター、会津若松市役所北市民センター、会津若松市役所一貫市民センター、会津若松市役所南市民センター、会津若松市生涯学習総合センター、会津若松市役所本郷庁舎、議員代助役場企画財政課、議員代助役場企画財政課、議員代助役場企画財政課、議員代助役場企画財政課(西庁舎側)
説明会の開催	日時	令和2年1月13日(日) 午前10時から、場所 会津若松市文化センター(会津若松市城東町14-52)
	日時	令和2年1月24日(日) 午前10時から、場所 東公民館(会津若松市奥山1-1-53)
	日時	令和2年1月24日(日) 午後2時から、場所 議公民館(会津若松市大字共和町西田田40)

○インターネットによる「お知らせ」

- ・会津若松市のウェブサイト

[TOP](#) > [組織](#) > [環境生活課](#)

[TOP](#) > [分野](#) > [募集\(環境\)](#)・[政策分野22 低炭素・循環型社会](#)

[TOP](#) > [属性](#) > [すべての方へ](#)

クリーンエナジー合同会社による「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧および説明会について

2021年1月12日

市内湊町および東山町において風力発電事業を計画しているクリーンエナジー合同会社より、環境影響評価法第7条の規定に基づき、「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧および説明会を以下のとおり実施する旨通知がありましたので、お知らせいたします。

縦覧について

縦覧書類

「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業 環境影響評価方法書」および「同要約書」

縦覧場所

環境生活課(栄町第二庁舎)

北会津支所

河東支所

湊市民センター

大戸市民センター

北市民センター

一箕市民センター

南市民センター

東市民センター

生涯学習総合センター(會津稻古堂)

なお、下記の場所でも縦覧が行われます。

福島県庁生活環境部環境共生課、会津美里町役場本郷庁舎、猪苗代町役場企画財務課

電子縦覧

こちらの株式会社クリーンエナジーのウェブサイトから電子縦覧が可能です。⇒ [電子縦覧サイト【外部サイト】](#) ※リンク先はクリーンエナジー合同会社指定のサイトです。

縦覧期間および縦覧時間

環境生活課、各支所、各市民センター

令和3年1月12日(火)から2月12日(金)まで

(土・日・祝祭日を除く)

午前8時30分から午後5時15分まで

生涯学習総合センター

令和3年1月12日(火)から2月12日(金)まで

(休館日を除く)

月曜日から土曜日 午前9時から午後7時まで

日曜日 午前9時から午後6時まで

閲覧用紙の記入

「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業 環境影響評価方法書」を閲覧した場合は、意見の有無にかかわらず、縦覧場所に備え付けの記入用紙に住所、氏名を記入し、意見書箱に投函

意見書の受付

「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地から意見を提出する場合は、縦覧場所に備え付けの記入用紙に意見を記載して、備え付けの意見書箱に投函するか、下記宛先まで郵送

意見書受付期間

令和3年1月12日(火)から2月26日(金)まで
ただし、縦覧場所での意見書箱への投函は、2月12日(金)まで(以降は郵送のみ受付)

意見書の宛先

〒963-8871 郡山市本町一丁目5番10号 クリーンエナジー合同会社
令和3年2月26日(金)までの消印有効

説明会について

日時・場所

説明会開催日程

日時	場所
令和3年1月17日(日) 午前10時から	会津若松市文化センター 文化ホール
令和3年1月24日(日) 午前10時から	東公民館 会議室1・2
同 午後2時から	湊公民館 会議室

※詳細については、クリーンエナジー合同会社(下記)まで直接お問い合わせください。

「(仮称)クリーンエナジー会津若松風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧および説明会についてのお問い合わせ先

クリーンエナジー合同会社(担当:金山(かなやま))
電話番号 024-983-8767
※午前9時半から午後5時まで受付
※土・日・祝は除く

環境影響評価法・福島県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントについて

環境省「[環境影響評価情報支援ネットワーク](#)」【外部サイト】
福島県「[環境影響評価\(環境アセスメント\)の概要](#)」【外部サイト】

このページに関するお問い合わせ

会津若松市役所 環境生活課
電話番号:0242-39-1221
ファックス番号:0242-39-1420
[メール](#)

○インターネットによる「お知らせ」

・クリーンエネルギー合同会社のウェブサイト

2021/1/12

(仮称) クリーンエネルギー会津若松風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について | 株式会社クリーンエネルギー |

株式会社クリーンエネルギー
cleanenergy

太陽光発電に関するお問合せ先

024-983-8767

最新情報 サイトマップ リンク

TOP 事業内容 製品案内 当社施工例 発電状況 CSR 会社案内 よくあるご質問 お問い合わせ

TOP > (仮称) クリーンエネルギー会津若松風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

(仮称) クリーンエネルギー会津若松風力発電事業に係る 環境影響評価方法書の縦覧について

令和3年1月12日
クリーンエネルギー合同会社

当社は、令和3年1月11日付で、環境影響評価法に基づき「(仮称) クリーンエネルギー会津若松風力発電事業に係る環境影響評価方法書」(以下「方法書」)及びこれを要約した書類(以下「要約書」)を福島県、会津若松市、会津美里町、猪苗代町へ送付いたしました。

方法書及び要約書については、以下のとおり公表し縦覧を行います。

方法書の縦覧について

縦覧場所：

福島県庁生活環境部環境共生課
会津若松市役所栄町第二庁舎市民部環境生活課
会津若松市役所北会津支所
会津若松市役所河東支所
会津若松市役所湊市民センター
会津若松市役所大戸市民センター
会津若松市役所北市民センター
会津若松市役所一箕市民センター
会津若松市役所南市民センター
会津若松市役所東市民センター
会津若松市生涯学習総合センター
会津美里町役場本郷庁舎
猪苗代町役場企画財務課

縦覧期間：

令和3年1月12日(火)から令和3年2月12日(金)まで

縦覧時間：

午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く開庁日)
※会津若松市生涯学習総合センターにおいては月曜日から土曜日が午前9時から午後7時まで、日曜日が午前9時から午後6時まで

縦覧方法：

「(仮称) クリーンエネルギー会津若松風力発電事業に係る環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けている意見書箱にご投函されるか、下記の問い合わせ先へご郵送ください。

※閲覧のみの場合、お名前、ご住所のみをご記入のうえ、意見書箱へのご投函をお願い致します。

インターネットによる公表

表紙及び目次



第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地



第2章 対象事業の目的及び内容



第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況① (自然的状況)



第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況② (社会的状況)



第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果



第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解



第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法



第7章 その他環境省令で定める事項



第8章 環境影響評価方法に関する業務を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地



要約書



意見書の送付について

「(仮称) クリーンエナジー会津若松風力発電事業に係る計環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、備え付けの意見書に必要事項をご記入のうえ意見書箱に投函頂くか、下記の問い合わせ先までご郵送ください。

●受付期間

令和3年2月26日（金）まで（郵送の場合は当日消印有効）

●郵送の場合

宛先：〒963-8871 福島県郡山市本町一丁目5番10号 クリーンエナジー合同会社 宛

※意見書は[こちらよりダウンロード](#)してください

●記載事項

- ①氏名
- ②住所（法人、その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ③環境の保全の見地からの意見及びその理由

お問合せ

〒963-8871 福島県郡山市本町一丁目5番10号

クリーンエナジー合同会社 担当：金山

電話番号 024-983-8767（土・日・祝を除く、午後9時30分から午後5時まで）

[ページの先頭へ戻る](#)

▼事業内容

太陽光発電システム販売
未着工太陽光発電所案件買取事業
太陽光発電経営受託システム
ESCO事業
省エネルギー事業

▼製品案内

アンタリス・ソーラー
・AS P6B 260W
・AS P72 330W
・E KISS SERIES
UKSOL
・UKS-6P30-260W
・UKS-6P-330W

▼CSR

▼当社施工例他

当社施工例

▼発電状況

▼会社案内
▼よくあるご質問
▼お問い合わせ

▼最新情報

▼リンク
▼サイトマップ

